

大学独自の授業料免除制度における後期分授業料免除に関する 経過措置の継続申請について

- | | |
|-------|---|
| ◇対 象 | 2年生以上の学部在学学生（私費外国人留学生を除く） |
| ◇提出期限 | 郵送にて 9月23日（水）必着 |
| ◇提出場所 | 10月以降所属の下記キャンパス窓口 |
| | ・ 小白川：学生センター奨学担当
〒990-8560 山形市小白川町一丁目 4-12 |
| | ・ 飯 田：学務課学生支援担当
〒990-9585 山形市飯田西二丁目 2-2 |
| | ・ 米 沢：学生サポートセンター学生支援担当
〒992-8510 米沢市城南四丁目 3-16 |
| | ・ 鶴 岡：学生センター学務担当
〒997-8555 鶴岡市若葉町 1-23 |

願書は申請者本人が必ず記入し、担当窓口へ郵送してください。
保護者や代理人による代理申請は原則できません。

高等教育の修学支援新制度について

【はじめに】

令和2年4月からの「高等教育の修学支援新制度」導入に伴い、学部学生（私費外国人留学生を除く）は高等教育の修学支援新制度による授業料免除へ移行します。高等教育の修学支援新制度とは、日本学生支援機構による給付奨学金と、授業料等の免除（入学料の免除は令和2年度新入生から対象）の2つの制度がセットになったものです。

新たな制度は、給付奨学金の対象者の範囲と支給額が拡充します。併せて、授業料免除の対象にもなるため、給付奨学金と合計した支援額が拡充します。（ケースによっては減少する場合があります。）

※高等教育の修学支援新制度の授業料免除を前期に受けている方は、後期の支援を継続するには本件の継続申請とは別に「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」の提出が必須となります。

【経過措置について】

平成31年度までの学部入学者（私費外国人留学生を除く）については、次の経過措置が実施されます。

- (1) 高等教育の修学支援新制度による授業料の免除額が、大学での授業料免除判定による免除額を下回った場合

経過措置：大学での授業料免除額を適用

- (2) 高等教育の修学支援制度の対象外となる場合

（例：学業成績，収入，国籍・在留資格，入学時期等の基準を満たさない）

経過措置：大学での授業料免除の判定を適用

※大学の授業料免除の判定は、全額免除，半額免除，不許可のいずれかです。

※経過措置を受けるためには、授業料免除願書等の提出が必須となります。

【申請から免除決定までの流れ（スケジュール）】

後期	手続き
8月下旬～9月下旬	願書配付
9月23日（水）	願書提出締切
10・11月	（半期分授業料の口座引き落としは猶予されます）
12月上～中旬 （予定）	結果発表 申請者全員に郵送で結果を通知します。

※手続きの時期は目安であり、変更される場合があります。変更の場合は大学HP等でお知らせします。

【制度の趣旨】

特別な事情によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者を対象に、本人の申請に基づき、選考の上、学長が授業料の免除を許可する制度です。

（山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程）

【申請条件】

授業料の納付が困難な者。以下の者は申請できません。

- ・懲戒処分を受けた者
申請期の途中で懲戒処分を受けた場合は、翌学期の申請資格を失う。
- ・故意又は重大な過失により虚偽の申告をした者
- ・申請期の途中で休学・退学等を予定している者
- ・正規の修業年限を超えた者（休学期間は含まれません）
- ・非正規生（科目等履修生、研究生等）

【出願書類について】

出願書類は、申請者本人が必ず準備し、担当窓口へ郵送してください。

◎個人情報の利用について

提出いただいた書類の個人情報は、授業料免除申請及び免除決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

市区町村発行の書類は「マイナンバー」の無いものを提出してください。

1. 全員が提出する書類

令和2年度後期分授業料免除継続申請願書	<ul style="list-style-type: none"> ○10月1日現在で、申請者本人が記入すること。 ○保護者記入欄のみ父母等の自署が必要。
住民票謄本 （世帯全員の住民票） ※令和2年7月1日以降発行のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者本人を含む家族全員分の住民票。 ○住民票に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの。 ○「本籍・住民票コード・マイナンバー」の記載のないもの。 <p>※住民票抄本（個人のもの）は不可。</p>

2. 変更がある場合に提出する書類 (各種様式は大学ホームページから入手可能)

親の再婚等で家計支持者が増えた	<p>○増えた家計支持者の「前年の収入(所得)額」と「市・県民税額」が明記された市区町村発行の証明書</p> <p>※1. 上記の両方が明記された証明書が発行できない場合は、「課税又は非課税証明書」と「所得証明書」を併せて提出すること。</p> <p>※2. 収入等がない場合は「0円」と記載されている証明書が必要。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は不可。</p>	
申請者本人が新たに給付型奨学金を受給している	<p>○奨学金の受給金額、受給期間がわかる書類の写し</p> <p>※日本学生支援機構の奨学金は提出不要</p>	
高等学校以上の就学者が増えた	国立の学校	○在学・授業料免除状況証明書(様式5)
	公立、私立の学校 (予備校等その他の学校を含む)	○在学証明書(各学校所定の様式)
	<p>夜間、定時制、通信制、予備校、職業訓練校、大学校、各種学校等の場合、上記証明書と申立書(様式3)</p> <p>※定職についている場合は就学者に含めない</p>	
一人親世帯になった	<p>以下のすべての書類</p> <p>○一人親世帯申立書(様式2)</p> <p>○父又は母の戸籍謄本か、一人親世帯であることがわかる書類(遺族年金の振込通知の写し、児童扶養手当証書の写しなど)</p>	
生活保護世帯になった	○生活保護支給額通知書の写し等	
障がい者になった	○障がい者手帳又は療育手帳(愛の手帳、みどりの手帳等)の写し	
火災・風水害等の被害を受けた	<p>○被災の程度が明記された罹災証明書、被災証明書の写し</p> <p>例: 東日本大震災(全壊又は大規模半壊、原発避難)、熊本地震(被災の程度は問わない)等</p>	

3. 独立生計学生が提出する書類

※前期から内容に変更がない場合は提出不要

独立生計学生	○生活費収支調書(様式6)
--------	---------------

◎記入上の注意

・願書(表紙)

- 1) 申請者本人が記入すること。(保護者記入欄を除く)
- 2) 願書は、10月1日現在の状況を記入すること。
- 3) 独立生計者・外国人留学生は、保護者記入欄の記入は不要。
- 4) 保護者が勤務地の関係で別居している場合は、保護者住所には学生の帰省先を記入すること。

・家庭調書（本人について）

1) 自宅・自宅外をチェックすること。

「自宅」とは、家族と同居している場合をいう。

「自宅外」とは、「自宅」以外の者をいう。

2) 本人が、前年度（前年4月～3月）及び当年度（当年4月～3月）に受給した（受給予定の）奨学金について記入する。日本学生支援機構の奨学金，高等学校在学時の給付奨学金は記入不要。

・家庭調書（「就学者を除く家族」欄について）

1) 「就学者を除く家族」欄には，原則として父母両方を記入すること。ただし，死別・離婚等により父又は母しかいない場合はそのいずれかを，父母がいない場合は父母に代わり学生の家計を支えている者1名を記入すること。

2) 未就学児は，「就学者を除く家族」欄に記入すること。

3) 18才以上の兄弟で，就学者でない者（独立して別居，同居して就業等）は記入不要。

4) 就学者ではない障がい者の兄弟がいる場合は，「就学者を除く家族」欄に記入した上で，特別控除関係の書類を添付すること。（前期に既に提出している場合は提出不要）

5) 祖父母は，原則として記入不要。（父母に代わり家計支持者である場合は記入する）

・家庭調書（「就学者」欄について）

1) 就学者は，「就学者」欄に記入すること。

2) 高等学校以上の就学者は，P3に記載のある書類を添付すること。（前期に既に提出している場合は提出不要）

◎収入（所得）について（記入は不要）

前期に提出した令和2年度分所得（課税）証明書に修正があった場合は，修正された最新のものを提出すること。

収入（所得）・・・市区町村が証明した前年の収入（所得）額を判定の基準とするため，前年以降の就職・退職・転職・失職したものについては考慮しません。

◎一人親世帯について

死亡，生別（離婚）以外の場合

・離婚状態（離婚を前提とした別居等を含む）

裁判中であることがわかる公的な書類又は民生委員等^{※1}の署名がある申立書^{※2}を提出することにより，願書家族欄及び収入欄への一方の親の記入と添付書類の提出を省略できます。

上記書類の提出ができない場合，両方の親の必要書類が提出できなければ書類不備として扱い，審査の対象から除外します。（前期に既に提出している場合は提出不要）

^{※1}利害関係のない第三者として合理的で，事情を把握可能な人物（町内会長，地区担当交番の警察官等含む）

^{※2}民生委員の署名記入欄のある申立書様式は各キャンパスの担当窓口にご連絡ください。

その他

・離婚していても住民票に両親等の名前が記載されている場合，事情を確認します。

【注意事項】

・申請内容の事実確認のため，本資料に示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。

- ・書類は、発行日が申請日（10月1日）から3カ月以内のもの、又は発行されている中で最新のものを提出してください。
- ・添付書類をホチキスで留めないでください。（ただし役所であらかじめ留められていたものを除く）
- ・提出する書類はすべてA4サイズに整えてください。

【授業料の徴収猶予について】

判定結果が出るまで、授業料の徴収が猶予され、登録口座からの引き落としが一時的に停止されます。なお、判定結果が半額免除又は不許可となった場合、結果通知日から直近の振替日に授業料請求額が一括で引き落とされます。

【判定結果通知】

- ・後期分授業料免除の判定結果は、12月上～中旬（予定）に郵送でお送りします。
- ・判定結果が半額免除又は不許可となった方の後期分授業料の引き落とし日は、12月23日（水）（予定）です。指定された口座から、授業料請求額が一括で引き落とされます。

【各キャンパス問合せ先】

小白川キャンパス－学生センター奨学担当（TEL.023-628-4139）

飯田キャンパス（医学部）－学務課学生支援担当（TEL.023-628-5176）

米沢キャンパス（工学部）－学生サポートセンター学生支援担当（TEL.0238-26-3017）

鶴岡キャンパス（農学部）－学生センター学務担当（TEL.0235-28-2804）